

千代田町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合に活用するものとする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して本町が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

- ア 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、堰、下水道等の建設工事及び学校その他の町有施設の建設工事）
- イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事その他の技術力を結成して行う建設工事
- ウ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事
- エ その他町長が特に必要と認めた建設工事

(2) 対象工事の規模

区分	規模
----	----

土木工事 舗装工事	1 億円以上
建築工事	2 億円以上
電気・管等の専門工事	1 億円以上

2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、建設工事等に係る競争入札参加者の資格等に関する告示(平成10年千代田町告示第3号)別表第2に規定する単体企業への発注の標準とする請負工事金額の区分に準ずる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、3社以内とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、千代田町財務規則（平成22年千代田町告示第6号。以下「財務規則」という。）第135条第1項に規定する資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における等級区分が財務規則第134条及び第135条の規定により格付整理された名簿の当該等級区分に属する者の中からA等級に属する者の組合せとする。ただし、第4条第1項第1号エで定める工事については、資格者名簿における等級区分がA等級に属する者で同一等級又はB等級に属する者の組合せとする。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、資格者名簿における等級区分が財務規則第134条及び第135条の規定により格付整理された名簿の当該等級区分に属する者の中からA等級以外に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに構成員としての要件を満たす等級格付を受けていること。
- (2) 当該建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可後10年を超える営業年数を有すること。
- (3) 本町における建設工事に関し、その建設工事のいずれか一部の工種を含むものについて元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに構成員としての要件を満たす等級格付を受けていること。
- (2) 希望する工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可後10年を超える営業年数を有すること。
- (3) 本町における建設工事に関し、その建設工事のいずれか一部の工種を含むものについて元請として施工した実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本町が請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。
- (2) 当該工事につき結成された特定建設共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。

(結成)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長は、特定建設工事共同企業体による建設工事を行おうとするときは、

当該工事の概要、構成員に必要な要件、組合せ及びその他必要な事項について告示するものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定により告示した要件を満たした上で、任意に結成することができる。ただし、構成員は、同一の工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

(3) 町長は、必要とする特定建設工事共同企業体が2組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続を再度行うことができる。

2 経常建設共同企業体は、任意に結成することができる。ただし、構成員は、2以上の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(入札参加資格審査申請)

第12条 特定建設工事共同企業体を結成した者が入札参加資格審査を申請しようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 共同企業体協定書

ア 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）

イ 経常建設工事共同企業体協定書（様式第3号）

(3) 建設工事共同企業体誓約書（様式第4号）

(4) 委任状（様式第5号）

(5) 技術者名簿（様式第6号）

(6) 使用印鑑届（様式第7号）

(7) 入札辞退届（様式第8号）

2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期限は、前条第1項第1号の規定により定める告示の定める期間とする。

3 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期限は、町長が別に定める。

4 町長は、共同企業体の入札参加資格を認定したときは、共同企業体の代表者に建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 町長は、経常建設工事共同企業体の入札参加資格を認定したときは、入札参加資格者名簿に登載するものとする。

6 経常建設共同企業体の資格者名簿への登載は、単体企業の場合に準ずる。

(混合入札)

第13条 町長は、特に必要があると認めたときは、特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（本町に建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに等級格付を受けている者に限る。）であって、当該工事を確實かつ円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争入札に当該有資格業者を参加させることができる。ただし、町長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 1 2 条関係)

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

千代田町長 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ (印)

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ (印)

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ (印)

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、_____を
代表とする（特定・経常）建設工事共同企業体を結成し、貴町施工の請負工事の入
札に参加したいので、別紙指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する履行名称			
希望する履行場所			

注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者の氏名は、当該法人の本社のものとする。

様式第2号（第12条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）千代田町発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う
工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」とい
う。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か
月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

名称_____ 所在地_____

名称_____ 所在地_____

名称_____ 所在地_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び
監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を
含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発
注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名称_____ パーセント

名称 _____ パーセント

名称 _____ パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において発注者及び構成員全員の承認により脱退した者があ
る場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 発注者及び構成員全員の承認により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構
成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構
成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割
合に加えた割合とする他、別途協議により決定する。

4 脱退する構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠
損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負

担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

6 その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ ⑩

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ ⑩

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ ⑩

様式第3号(第12条関係)

経常建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、____経常建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

名称_____ 所在地_____

名称_____ 所在地_____

名称_____ 所在地_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲度の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲度することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において発注者及び構成員全員の承認により脱退した者があ
る場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 発注者及び構成員全員の承認により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構
成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構
成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割
合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠
損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負
担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

6 その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行
その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の
承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ (印)

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ (印)

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ (印)

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、____經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1. 工事の名称 _____ 工事

2. 出資の割合 名称 _____ パーセント
 名称 _____ パーセント
 名称 _____ パーセント

_____ほか__社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

_____經常建設共同企業体

代表者 _____ ⑩

_____ ⑩

_____ ⑩

様式第4号（第12条関係）

建設工事共同企業体誓約書

当（特定・経常）建設工事共同企業体の全構成員は、次の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1. 建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに構成員としての要件を満たす等級格付を受けていること。
2. 当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後10年を超える営業年数を有すること。
3. 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
4. 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
5. 下請業者を活用する際には、町内業者を優先的に活用すること。

年 月 日

（特定・経常）建設工事共同企業体

代表者 _____ ⑩

構成員 _____ ⑩

構成員 _____ ⑩

千代田町長 様

様式第 5 号(第 1 2 条関係)

委 任 状

年 月 日

千代田町長 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ ⑩

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ ⑩

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____ ⑩

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、千代田町が発注する工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

1. 工事の入札及びその他の発注方式に関する権限
2. 入札保証金の納付及び受領に関する権限
3. 契約保証金の納付及び受領に関する権限
4. 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
5. 工事の入札及びその他の発注方式に関して復代理人を選任する権限

記

代理人（共同企業体代表者）

共同企業体の名称 _____

住 所 _____

構成員 名 称 _____

代表者職氏名 _____ ⑩

様式第 6 号(第 1 2 条関係)

技術者名簿

○工事の名称 _____ 工事

工事現場に置くべき技術者	氏 名	生年月日	免許番号	所属業者名

- (注) 1. 工事現場に常駐する技術者で、代表構成員は監理技術者資格証を有する専任の者、その他の構成員は主任技術者を専任で配置できる者を各構成員より 1 名以上とする。
2. 免許の写しを添付すること。

年 月 日

千代田町長 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体代表者の住所、名称及び
代表者職氏名 _____

印

様式第 7 号(第 1 2 条関係)

使用印鑑届

(使用印)

上記の印鑑は、入札及び契約の締結並びに代金の請求受領等のために使用したい
のでお届けします。

なお、この印鑑使用のために生じた損害については、一切貴町にご迷惑をかけま
せん。

年 月 日

千代田町長 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____

⑨

様式第 8 号(第 1 2 条関係)

入札辞退届

○工事の名称 _____ 工事

上記について指名を受けましたが、下記の理由により入札参加を辞退します。

記

1. 事態の理由

(※入札参加の辞退理由は、具体的に記載すること。)

年 月 日

千代田町長 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者職氏名 _____

印

様式第 9 号(第 1 2 条関係)

建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

第 号
年 月 日

_____建設工事共同企業体
代表 _____様

千代田町長



年 月 日付けで申請のあった建設工事共同企業体の入札参加資格を下
記のとおり認定したので通知します。

記

整 番	理 号	企 業 体 第 号	所 在 地	
資 格 の 内 容			工 事 の 種 別	
			格 付 等 級	
備		考		

注) 調査・測量・コンサルタント等については、格付等級は記入しないものとする。